

相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(擁壁等の築造を要する場合の緩和基準)

第2条 要綱第5条第3項に規定する道路の法部に擁壁等の築造を要する場合の高さ制限に関する「別に定める基準」は、要綱第4条第10号に規定する「50センチメートル」とあるのを、「2メートル」と読み替えるものとする。

2 前項の基準は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、適用することができる。

(1) 擁壁等を築造して整備する道路が、地域における将来的な道路網の形成に寄与すると認められること。

(2) 狭あい道路拡幅整備事業の実施の要望箇所を含む道路の起終点が、幅員4メートル以上の道路若しくは法第42条第2項の規定により指定された道路に接続すること又は将来的に接続する見込みのあること。

(3) 狭あい道路拡幅整備事業の実施の要望箇所に接道する家屋が、現に5戸以上存在するか、又は建築される見込みがあること。

(狭あい道路拡幅整備事業申請書の添付資料)

第3条 要綱第6条第1項に規定する「狭あい道路拡幅整備事業申請書」に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 位置図

(2) 公図写し（法務局が交付したもので、3か月以内のものに限る。）

(3) 登記事項証明書(全部事項)（3か月以内のものに限る。）

(4) 地積測量図

(5) 委任状（代理人申請の場合に限る。）

(道路整備の決定時期)

第4条 要綱第7条第2項に規定する「狭あい道路拡幅整備事業の実施を決定した時」とは、当該道路整備のために予算措置がなされた時のことをいう。

(境界の明示等)

第5条 要綱第8条第1の規定により測量を行い、道路境界を確定したときは、市

の指定する境界石等により、境界を明示するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(申請者による寄附申請地の測量に係る協議)

第6条 要綱第8条第2項の規定により、自ら寄附申請地の測量の実施(以下「自費負担測量」という。)を希望する者は、次に掲げることを、建築審査課及び各土木事務所と協議するものとする。

- (1) 後退用地の後退幅に関する事。
- (2) 寄附等申請地の道路境界に関する事。
- (3) 線形に関する事。
- (4) 隣接地権者との対応に関する事。
- (5) 支障物件の対象及び対応に関する事。
- (6) 提出物に関する事。
- (7) 分筆に関する事。
- (8) その他市長が必要と認める内容

2 前項第6号に定める提出物は以下のとおりとする。

- (1) 道路実測図
- (2) 後退図
- (3) 公図写し
- (4) 地積測量図
- (5) 支障物件調査図
- (6) 座標値
- (7) 官民立会証明
- (8) 現地写真
- (9) 上記を記録した電磁記録媒体
- (10) その他市長が必要と認める内容

(自費負担測量による分筆)

第7条 要綱第8条第2項の規定による自費負担測量を希望する者は、分筆後、市の指定する境界石等の支給を受け、設置を行うものとする。

2 自費負担測量を希望する者は、前項における境界石等の設置後に再度測量を行い、登記された分筆後の地積測量図との誤差が無いことを確認しなければならない

い。

(自費負担測量の中止)

第8条 取得する土地の構造が協議内容と異なることが認められる場合又は所有権の移転に支障となるものが存すると認められる場合は、寄附受納の手続きを中止するものとする。ただし、申請者が協議内容のとおり修正した場合には、寄附を受納するものとする。

2 申請者は、前項の規定により、寄付等申請地の寄附が中止となった場合、測量等に要した一切の費用を市に要求することはできない。

3 申請者は、同条第1項の規定により、寄付等申請地の寄附が中止となった場合、市が交付した境界石等を撤去しなければならない。

(嘱託登記に必要な書類)

第9条 要綱第8条第3項に規定する「別に定めるもの」は、次に掲げるとおりとする。

(1) 印鑑登録証明書

(2) 資格証明書(会社法人等番号を有しない法人の場合に限る。)

(3) 抵当権解除の承諾書(抵当権が設定されている場合に限る。)

(4) 嘱託登記の承諾書

(5) その他市長が必要と認めるもの

(支障物件の移設等費用補償に関する事項)

第10条 要綱第9条第1項に規定する支障物件の移設等の補償に関する「別に定める基準」は、関東地区用地対策連絡協議会発行の損失補償算定標準書(以下「算定標準書」という。)の基準に準じ、次の各号のとおりとする。

(1) 移設等の費用の対象となる支障物件は、算定標準書に定める補償項目のうち工作物、立竹木とする。ただし、屋根及び柱若しくは壁を有する工作物は対象外とする。

(2) 移設等の費用の再築に係る補償の割合は、耐用年数、経過年数に関わらず、一律20パーセントとする。ただし、再現する必要のない工作物の場合は、0パーセントとする。

(3) 要綱第9条第2項に規定する補償契約において、立竹木に係る移設等の費用

の税抜き合計額が500,000円を超える場合は、500,000円を同費用の上限とする。

(段差解消の補償に関する事項)

第11条 要綱第10条第1項に規定する段差解消費用の補償に関する「別に定める基準」は、「相模原市の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」別記4「残地工事費補償実施要領」により算定するものとする。なお、特別な理由があると認められた場合はこの限りではない。

(隅切地の買取りに関する事項)

第12条 要綱第11条第1項に規定する隅切地の買取りに関する「別に定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 隅切地の買取り価格は、鑑定評価、売買実例及び地価公示価格等による公共用地取得に準ずる決定価格で買取るものとする。
- (2) 隅切地の取得範囲は、別図の範囲とする。ただし、特別な事情がある場合については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、令和5年4月1日以降に、要綱第6条に規定する狭あい道路拡幅整備事業の申請がなされたものから適用し、同日前に申請がなされたものについては、廃止前の相模原市狭あい道路後退用地寄附要綱(平成27年4月1日施行)及び相模原市寄附道路整備及び狭あい道路拡幅整備に関する要綱(平成27年4月1日施行)の規定の例による。

別 図(第 1 2 条関係)

